

第 1 回徳島小松島港
津田地区活性化計画推進委員会

議事録

徳島県県土整備部運輸政策課

目次

[illegible]

徳島小松島港津田地区活性化計画推進委員会議事録

1 開催日時

平成30年8月31日（金）午後1時30分から

2 開催場所

徳島県庁10階 特別大会議室

3 出席者

委員総数9名中8名出席（うち代理出席1名）

オブザーバー1名出席

4 議題

（1）徳島小松島港津田地区の現状について

（2）検討課題及び今後の進め方について

（3）その他

5 配付資料

（1）次 第

（2）第1回 徳島小松島港津田地区活性化計画推進委員会 出席者名簿

（3）第1回 徳島小松島港津田地区活性化計画推進委員会 配席図

（4）【資料1】 徳島小松島港津田地区活性化計画推進委員会 設置要綱

（5）【資料2】 第1回 徳島小松島港津田地区活性化計画推進委員会

（6）【資料3】 アンケート調査へのご協力をお願い

6 委員会経過

【事務局より概要説明】

(会長)

はい、では今御説明いただいた点について、どちらからでも結構ですが質問と意見をいただきたいと思います。

今回埋め立てるところの用途地域はどうなりますか。

(事務局)

まだ用途地域の決定はされていません。今後事務手続きを経る中で徳島市と協議して、用途地域を決めることになると思います。

(会長)

これから決定ということですか。

(事務局)

そうです。

(会長)

募集に関係してくると思いますが、それは先行させなくていいんですか。

(事務局)

これから分譲計画を定めていく話になりますので、まずは委員の皆様に御意見をいただきまして、その辺りも踏まえながら県の案を提示させていただいた上で、それに合うような形で用途地域の方も徳島市と協議を進めていけたらなと考えております。

(会長)

特に用途の規制もなさそうな感じですか。危険なものが来た場合には規制がかかると思いますが。

(事務局)

今実施しているアンケートでの返事にもよりますが、アンケートの対象としておりますのが団地内企業でありますとか製造、流通業としておりますので、危険なものの想定はしておりません。

(会長)

はい。

ほか何かありますか。

(委員)

津田木材団地は、高度経済成長で国内の木材需要が増加し、外国から丸太を輸入するために臨海地区に造られたと聞きました。資料についての質問ですが、5ページ左のグラフの需要量は丸太か製品どちらでしょうか。徳島は林産県なのに、県内移出が県内消費より少ないのが意外です。これは、県内消費の中に、県内の製材業やプレカット工場に納められ最終的に県外で使われたものも含まれているのではないのでしょうか。

(事務局)

委員がおっしゃるとおりだと考えております。これは丸太の需要量をまとめたものになりますので、県内で丸太を加工して県外へ出している分は県内に入っています。県外に関しては移出ということなので、丸太のまま持って行ったということになりますので、これは港だけではなく県内全体の需要を示していますので、徳島からトレーラーに積んで県外に出している数字になっています。先ほど委員がおっしゃられた加工の部分に関しましては、丸太は県内消費ということで加工されて、製品を移出されているデータは県外消費には反映されていないということです。

(会長)

製造と県外消費は違うということでしょうか。

(事務局)

そうです。工場で丸太をどう使ったかというデータの扱いになっています。丸太が県内で製造された時点で県内で消費されたという扱いになります。

(会長)

プレカットしているものに関してはどうなるのでしょうか。

(事務局)

こちらのデータについては丸太のデータになりますので、プレカットはこちらには入っていないと思います。改めて担当に確認させていただきます。

(会長)

はい。

(委員)

原木の輸入から製品の輸入に切り替わってきたと思いますが、製品の輸入となると、徳島港より消費地に近い神戸や東京へ直接輸入されることが多くなったのですか。

(事務局)

プレカット等はコンテナでも徳島小松島港赤石地区でも、入って来たり、逆にプレカットの形でコンテナに乗せて赤石地区から出したり、製造会社さんも進出してきていますの

でその辺でのやりとりもあろうかと思います。ただ、多いのは他県からだと思われます。申し訳ないのですが、そのデータを今持ち合わせておりません。

(事務局)

先ほど津田地区の本来の目的の御質問があったと思うんですが、委員がおっしゃっていたとおり、先ほどの港の絵を見ていただいたらわかりますように元々外国からの原木を取り入れて水面貯木し、それを団地の企業が引き上げて加工をして製品として出していく。これが本来の、津田地区が最初整備されたときの目的だったと認識しております。

(会長)

はい。ほかありますか。

木材の製材関係の企業さんはどういった形になっているのでしょうか。実際は原木ではなくて製品で輸入して、いろいろな需要に合わせて卸して、という状況なんではないでしょうか。

(委員)

かつてはほとんどこの製材工場で製材をしていたんですけど、もう今はコンテナができたので、大阪神戸若しくは徳島港でコンテナを使用して企業がプレカット材等を取り扱っている。

(会長)

製材業というよりは卸しているような状態。

(委員)

プレカット業に転換したところもある。

(委員)

述べさせていただいてよろしいでしょうか。

(会長)

はい。

(委員)

港に於いて実際に取扱をさせて頂いている立場として申し上げます。従来は原木そのもので入ってきて、南洋材についてはそのほとんどが家具に、また北洋材や米材については建築材として使用されるべく津田の木材団地で製材されて、都会の家具屋さんまたは建築屋さんにとんどん流れていくことで、県内の製材品が大量に消費されている状況でありました。

それが現状では製材業そのもののコストの問題と、もう一点は外国の資源の枯渇により、原木そのものでなく、加工した状態で買ってもらいたいとの状況になってきております。したがって製材品の大部分が製品化されて入ってきており、製品化されますとコンテナ輸

送になり、消費される地域にダイレクトに入っていく形になっております。プレカットにする為の原木としての輸入もわずかなものになっているのが現状です。

(会長)

外材についてはそのような状況。国内産については丸太で来ているんですか。

(委員)

一部は丸太がくることはありますが、ほとんど合板。

(会長)

じゃあほとんどその取ったところで加工されたのが来ていると。国内産の材料はどんどん伸びてきているんですね。これからかなり期待されているんですね。

(委員)

かなり逆転して国産材がね。

(会長)

森林の需要もたくさん残っている。これから伸びてくるのは明らかですよ。

ほか何かありますでしょうか。

木材を使われる方側でいうと、今建築系と家具系とおっしゃってましたけど、今どんな感じですか。この津田地区は。

(委員)

家具っていうのは少なくなっている。

(会長)

ありがとうございます。

ほかありますか。

(委員)

ゾーニングの引き直しについて、緑地・にぎわい拠点の計画ではこれを必要だと位置付けてあると思いますが、これらについて面積はどの程度必要だとかそのようなのはありますか。

(事務局)

前回の検討会のときに面積までの議論は押さえてなかったと思います。こういう用途が要るだろうということで、埋立てをするということで第2、第3水面貯木場は共に企業用地、緑地・にぎわい拠点が位置付けられている状況です。

(委員)

立地する工場や倉庫には法的には緑地が必要だと思うのですが、この緑地・にぎわい拠点の緑地の面積については特に規定はないですね。これだけの工場や倉庫があったら緑地の面積はこれだけ必要だっているのはありますか。

(事務局)

港湾計画というよりは工場立地法だとか、あちらのほうに制限があります。

(委員)

工場立地法では工場の敷地内に緑地が必要だということですよね。

(事務局)

はい。敷地内に緑地や環境施設帯を確保しなければならないということで、確か徳島市の条例であったと思います。徳島市の条例でいきますと、業種の縛りがあって、立地法上でいうと製造業が対象となってくるので、その辺につきましては規模の制限や敷地面積で9,000㎡以上若しくは建築で3,000㎡以上の工場につきましては徳島市の条例で用途地域ごとに縛りがありまして、工業専用地域に関しましては緑地率が5%以上、準工業地域に関しましては緑地率が15%以上確保という規定がございます。これは平成28年6月30日に施行されています。

(委員)

活性化計画の緑地・にぎわい拠点の緑地は、一般に広く解放された緑地ということですよ。

(事務局)

こちらに位置付けされている緑地というのは、一般の方を含めて地域の方々が憩える場所です。沖洲マリンピアの中にも緑地があったり、赤石にもグラウンドがあったりしますが、ああいったイメージの緑地がこの活性化計画上のイメージとしております。それとは別途、工場を分譲する際にその進出企業は条例に基づいて敷地の中に緑地を構えないといけないということで、マリンピアを想像していただいたら公共緑地のほかにも企業の植栽が確保されていると思います。ああいうのが別途必要になってくるイメージと思われます。

(委員)

緑地の中の施設については、野球場であるとかそういうのをイメージしているのでしょうか。

(事務局)

前回のときは親水性のある緑地と親水空間というイメージでの緑地の整備となっております。やはりイメージ的にはマリンピアの人工海浜あたりにある親水性の護岸が整備されていると思うのですが、ああいうイメージに近いのかなと思っております。

(事務局)

資料の18ページに現在の活性化計画が載っていますが、一部の水面を活用した親水空間を有する緑地の整備といった形の位置付けになっております。

(委員)

第2水面貯木場、第3水面貯木場を埋め立てるのだから親水空間ってことは考えにくいですね。

(事務局)

元々第3水面貯木場にもそういう緑地を配置するのがにぎわいの拠点の整備になるんですが、そういう細かなセッティングができていないような状況でありましたので、今回検討をお願いしたところでございます。それから先ほどお話があったグラウンドのお話についても前回のこの議論の中でもそういう御意見が出ていたと認識はしています。それについて具体的に記載したものは前回にはございません。今回、そういう機能が必要であるということになれば配置することを検討することになると考えております。

(委員)

この15ページのとおりに配置しなくてもよいのでしょうか。

(会長)

港湾計画図に面積が載っていますが、このとおりに守らないといけないものではないということでしょうか。

(事務局)

それにつきましても、今回の検討でこういう風に配置しなければならない等議論が出ましたらそれに基づいて計画変更を検討しますので、この面積どおりにしなければならないといった縛りはございません。

(事務局)

港湾計画ですね、山中会長もよく御存じのとおり、港湾計画では、よく言われるのがどこかが減ればどこかを増やすといった議論が出てくるんですけど、今回それに関しては必要なものを確保するという観点で意見をいただければと思っておりますので、それにこの委員会での検討結果に基づいて港湾計画の方は手続きを経る必要があると考えております。

(会長)

はい。そういう制約条件で、この書いてある面積は仮置きということで。
ほか何かありますか。

(委員)

今後の委員会の予定のところ、第4回で分譲要綱を決めるということで、今回のメインになるのが第3水面貯木場ということなんですけれども、第1回と第2回のゾーニングと推進計画については第1水面貯木場、第2水面貯木場を全て含めてのことなんでしょうか。

(事務局)

はい。基本は活性化計画のゾーニングを、新たな条件も出て参りましたのでそれも含めて見直すというのが我々の考えです。

(委員)

今後第2水面貯木場も工事をしていくと3年とか5年とかそういうスパンになってきたときにまた今回議論したゾーニングを検討し直す可能性もあるんでしょうか。

(事務局)

可能性はゼロではないと思います。企業の動きも含めて、早いんですね。前回の動きとして津田ICができるというのが大きなインパクトとなって、活性化計画を策定させていただきました。今回はいよいよICができるということで、若干の時間のずれがあって、その中で事情も変わってきており、今回お忙しい中委員会をさせていただいたところでございます。また第2フェーズの水面貯木場の埋立に関しては、今やっている第3水面貯木場の売却状況を踏まえて、今後、埋立を実施するかを判断させていただいておりますので、その辺もまた大きな変化がありましたらそのときには見直しが必要があるのかなと考えています。

(会長)

はい。ほか何かありますか。

1点だけ。21ページの図面のところで、2m盛り上がってますよね。処理がよくわからないんですが、水路敷があってそこから建つんですか。法面ですか。

(事務局)

法面の計画にしています。2m高くなるので表面排水の処理として、周りを堀みたいな形にして水路で囲われていまして、そこから2m立ち上がる部分に関しましては法面での立ち上がりになっています。実際13.8haとなっていますけど、売却できる面積というのは変わってくる可能性があるのかなと思っています。

(事務局)

これはあくまで造成の工事の都合上ということです。買ってから擁壁にさせていただいて土地を利用することも可能かと思えますし、詳細は詰めているところです。

(会長)

道路は接道するようにコーナーのところは上がっていくということですね。2mなんで、

道を走っていると何が建ってるかわからないという状況になるんですよね。

(事務局)

車で走っていると視線が低いので、遠くに建っているものはわかってても、真横には何が建っているかは見えないイメージです。水路もありますので。

(会長)

先ほど企業地の緑地の話をされてたんですが、緑地が2 m上に建っていると、道からは見えないですね。

2 m上がる敷地は津波対応なのですか。

(事務局)

L1 津波には対応できます。

(会長)

L1 津波が来るかどうかわからないから、そこに逃げるっていうのはまずないよね。

(事務局)

現実的な想定としましては、高速道路が高架で相当高い位置にありますので、高速道路を利用するのが現実的な対応策だと思います。

(委員)

今の細かい話の続きで伺いたいんですが、私は前回の委員会のことを知らないのですが、21ページの図面の南側の、第2水面貯木場とのつなぎ目なんですが、将来的に、クランクのままで2 m高く造成したところのイメージが湧かないんですが、そこを教えてください。

(事務局)

まず、第3貯木場の2 mかさ上げということでやらせていただいています。実は次の第2水面貯木場も2 mかさ上げというのが前回の活性化計画で位置付けられています。ということでこのクランクがどうなるかに関してなんですが、15ページの港湾計画図も併せて見ていただきましたら、クランクの部分というのは道が西の方から入ってきて、今はクランクなんですけど、将来的には臨港道路がまっすぐ延伸するような計画にさせていただいております。それで、クランクから南側の狭い空間については緑地と港湾関連用地に港湾計画上はさせていただいております。ここに関しても検討委員会の議論を踏まえて、どういう風な位置づけになるかを考えていく必要があると思っております。今の段階でのイメージはこのようなものと考えていただければと思います。

(会長)

はい。ほか何かありますか。

(委員)

緑地・にぎわい拠点の配置の考え方についてなんですが、緑地・にぎわい拠点は第2水面と第3水面貯木場どちらでもいいんじゃないですか。

(事務局)

にぎわいに関しては前回の計画で民間活力の導入の位置付けにさせていただいております。今度の分譲計画に関わってくるのかなと思っています。ここのにぎわいを配置するかどうかによって分譲の募集の業種が変わってくるということと、緑地に関しては基本公共が整備するものとイメージしておりますので、緑地の土地が増えると企業への分譲用地が減ることになります。事務局から提案させていただいたのは、2年前のアンケートの結果ですと企業の希望面積が多くありますので、緑地の面積の確保よりは希望に添えるような形で、ICを活用できるということで企業の分譲を優先した方がいいのではないかなというのが事務局からの提案です。ただ、その分第2貯木場で確保するという御提案をさせていただいております。

(委員)

企業の要望で企業用地を確保していったら選択肢としてはいいのではないのでしょうか。緑地・にぎわい施設に関しては不明確なのでこれから埋め立てる第2水面貯木場で十分いいじゃないの、という考え方ですね。

(事務局)

不明確ではなく、ICをより活用できるものはよりICに近いところへ配置するのがいいのではないかな、というのが我々の考えでして、緑地・にぎわい施設に関しましては、ICに直結でなくても港の利用者だけでなく一般の方の利用も位置付けがなされているので、離れた場所に配置しても支障がないのではないかなということでの御提案です。

(会長)

元々のにぎわい拠点は産直市って書いてあって、どちらかというとIC直結に近いような気がするのですが。最初はその計画でも、途中で可能性がないなとなったということですよ。にぎわい拠点と言っても中身についてはあやふやになっています。この地域でのにぎわいは別の考え方が必要かもですね。例えば、木材産業の顧客を増やすような拠点にできるとか、デザイナーズの方を呼ぶようなコワーキングや商品販売の場などとか、産業振興もありですよ。担い手がどれだけやれるかというのもあります。特に産直市系は今は大競争をしていてあちこちで計画があります。ここにもう一ついるのかどうかというのも考えないといけませんね。それを踏まえて、この地域の特性を生かしたにぎわい施設を考えてみてはどうですか？そうすると場所がどこがいいのかなって見えてくると思うんですよ。

(委員)

今の話の続きで、実際に津田を利用している皆さんとしてはこれからあのエリアを将来

的にどうしていきたいと思ってるのか教えていただいてもよろしいですか。

(委員)

木材団地の説明が先ほどありましたけれども、50年近く経っていますので、業者も変わっていますし、そのままの業種でいかれている方もわずかにいらっしゃいますし、業種転換なり移転したりしています。もう敷地が狭くなり、駐車場が取れなかったり建坪率の関係で工場が拡張できなかったりとか、そういう方はもし団地が広がるなら近隣の場所若しくはすぐ隣の場所を購入したいという方はたくさんいると思います。ただ、以前に比べるとかなり異業種の方が入ってきていますので、意見が違う場合もあります。

先ほどのお話のS字のクランクの話なんですけど、少し補足させていただくと、ここに水門があるんですが、第3水面貯木場の雨水がそこに入ってくるようになっていて、水門は撤去するわけにはいかないのです、残す計画になっているということです。以上です。

(委員)

よろしいですか。津田地区の活性化計画とゾーンの見直しということで、今あったお話と少し違うかもしれませんが、私も代理で出てきておりますので地区で話し合われているようなことについて話ができたと思います。23ページでしょうか、活性化見直しゾーンというところに自然エネルギーバイオマス発電所の立地計画の浮上と書かれている訳ですけども、津田・新浜地区で話し合いをしている中で、ほかの発電計画と比べて環境負荷が少ないということ。それから今計画されている事業者の方がいろいろな情報の開示について「やります」ということで文書で対応してくれているということ。それから先ほどお話がありました津田地区が冷めているんですけども、こういう風な計画を行うことによって活性化につながるのではないかと。それから先ほど話のありました平成32年度末に高速道路のICが完成するということ、これも津田地区の活性化あるいは高速道路ができる相乗効果によって発展するのではないかと期待をしております。新浜・津田地区には30ほどの町内会があるんですけども、そのうち29の町内会ではこのバイオマス発電計画についての同意の署名をいただいておりますし、残り1つの地域に関しましても積極的には反対しないということを言っております。それで、なお私たちが行っております津田コミュニティ協議会の40ある団体ですけども、それについても自然エネルギーであるこのバイオマス発電についても賛成ということで、話を進めているところであります。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。特にスポーツ施設の話とかそんな議論はないんでしょうか。

(委員)

はい、親水公園というのでしょうか、そういったものも欲しいと。それから、毎年球技大会あるいはいろんな運動大会を実施している訳ですけど、木材団地の用地をお借りしたりすることがありますのでできることであれば、地区住民のためにそういった場所が欲しい

いという風な話です。

(会長)

球技大会。

(委員)

はい。

(委員)

今地元の話もあったんですが、駐車場を確保していただけたらなと。今でもほとんどの企業さんが取り合っている状態で、遠いところに停めに行っている方がたくさん出ておりました。また新しい土地を造成されて企業が入って来るとなるとまたさらに駐車場が足りなくなる可能性が将来出てくると。一箇所に大きな駐車場があるというよりかは、分散した方が企業の使い勝手がいいとか、使い方にもよるんでしょうけど、緑地だとか高架下等の施設があるならそこを駐車場として使えるようにするとか、緑地というのはどういうものなのか私にはイメージができてないんですが、緑地と駐車場が同時に取れるかどうかですけど、駐車場のゾーンをあちこちをお願いしたい。周りに新しい施設ができたり新しい企業が入ってくるとなるとますます駐車場が足りなくなる。将来的にはマリンピアの県営の駐車場がありますけど、高価なのか使われていなくて、違う場所を確保してるっていう話を聞くので、それでも駐車場が足りないということで聞いてますんで、それをちょっとお願いしたいです。以上です。

(会長)

駐車場というのは、外来者用というイメージですか。従業員の駐車場は当然企業さんが持たれると思うんですが。

(委員)

そうですね。だから従業員用の駐車場として管理する場合もあれば、将来的に団地がどのような使われ方をするかわからないところもあるんですが、バスターミナルを造れば外来者用の駐車場も将来的に必要なだと思います。そうなれば最初から駐車場を確保していただきたいと思っています。

(会長)

どういう用途で何ができるか非常に重要ですね。ほかにありますか。

(オブザーバー)

一つだけ教えていただきたいんですが。25ページの高速道路用地について、図面じゃよくわからないんですが、これってハーフICですか。

(事務局)

はい、こちらはハーフ I C の図面になります。恐らくフル I C になりましたら、高さが高架に向けて高くなりますので、第 3 水面貯木場の方にランプの用地を確保しないといけないのではないかと考えております。

(会長)

それはどの程度ですか。

(事務局)

すみません。今私の方で持ち合わせをしておりません。

(会長)

それは当然その用地は残しておくんですね。

(事務局)

はい。将来の分の用地は確保しておくと考えております。

(オブザーバー)

21 ページの図面もハーフ I C ですか。

(事務局)

21 ページの図面は埋立申請時の図面になりますので、あくまで高速道路についてはハーフ I C を想定した計画になっています。フル I C を想定しますとやはり高速道路用地の一部は第 3 水面貯木場に入って来ざるを得ないと考えています。

(オブザーバー)

フル I C になるスケジュールはまだわからないんですね。

(事務局)

そうですね。

(オブザーバー)

わかりました。

(委員)

少し話が戻りますが、最初に分譲予定の第 3 水面貯木場は、道路に面する部分と既存の企業用地に面する部分があります。既存の企業から隣接地を購入したいという具体的な話がありますか。その場合、2 m の段差をどのようにしたいかなど話題に出たことはありますか。

それから、公共的な緑地をこの法面に分散して整備することはできるのですか。

(事務局)

法面に関しましては、今のところ分譲をしたいと考えております。工場立地法の関係で緑地率を確保しないといけない方もいらっしゃると思うので、そういった場合に有効に利用していただくことも可能ですし、先ほどもありましたように擁壁を立ち上げて広く使うことも可能でしょうし、特に委員もおっしゃっていたように 続きで使いたい方がいらっしゃる時に法面を分譲しない場合、法面によって敷地が分断されてしまうので配慮が必要ではないのかと今のところ我々は考えています。この辺りに関しても分譲計画検討の中で考えていく必要があると考えております。

(会長)

メイン通りに面する法面は、統一感があった方がいいと思うんですけどね。緑地の法面とそうでない法面が混在するのはまずいかなと思いますね。たぶんそこは隣接できないのではないのでしょうか。

(事務局)

今、会長がおっしゃったように道路に面しているところに関しては敷地を広げるといっても道路を横断しますので、そこは扱いが変わってくる可能性があると思います。その辺に関しましても、皆様の御意見を踏まえた上で検討を進めていく必要があると考えています。

(会長)

今、埋立申請のときはこの図面になっているけど、これが最新の図面ということではないのでしょうか。いろんな図面があってどれが最新かわからない。

(事務局)

埋立申請は21ページの図面ですが、最終は埋立ての変更手続の際に決定する流れになります。今、地元の団地さんの方に提示させていただいていますのが25ページの道路計画の図面を提示させていただいております。これもあくまで案ということで、分譲する業種によって敷地の大きさは変わってくると思いますので、それによって場内道路がさらに必要になる場合もあれば不要になる場合もあるかと思しますので、あくまで仮の状態。

(会長)

25ページの図面が今、最新なのですか。フルICの用地は入っていないのですね。ハーフ時のオフランプは第3水面貯木場にいけない（東側に曲がれない）のですか。単純な平面のT字路ですよ。

(事務局)

ハーフIC時は、一端西側に行き、木材団地内の東西道路を使って、第3水面貯木場へ行くことになり、少し遠回りが必要となります。

(会長)

ハーフ I C 時は平面タッチですよ。なぜ行けないのですか。

(事務局)

第 3 水面貯木場が 2 m 高くなるので、今、図面ではハーフ I C 時は行けないという形になっているかな。すぐにフル I C の話もあるので。

(事務局)

そのあたりはもう一度調べてみます。

(会長)

高速道路の I C を降りた先の道路が将来はメインストリートとなるのではと思っています。この道路をがんばらないといけない。

うまくいけば、I C を現道まで降ろさないで、2 m 高い第 3 水面貯木場に降ろせないかな。いずれにしてもフル I C の設計を考慮しておかないと。ゲート性は重要ですから。

また、高速道路の部分は、かなり緑地として使われると考えていいのですか。それとも別の使われ方をするのですか。

(事務局)

高速道路の用地は国に買って頂いているので、使い方についても国との相談になります。

(会長)

ほぼ高速道路は高架と盛土構造なので、用地的にはたくさん残るのですか。

(事務局)

フルランプにすると（中央部の）用地を使うが、北側の方は残ります。

(事務局)

北側は緑地のイメージをしています。

(事務局)

南側の部分も残りますが高架の下ですね。

(会長)

新直轄の高速道路の完成イメージは 2 車線でしょうか。新直轄の高速道路は 4 車線になることはないのですね。

(事務局)

まずは 2 車線で着工し、当分は 4 車線化はありませんが、土地は 4 車線分で買っていたでいております。

(会長)

高速道路の部分は避難場所の話があって、盛土だと避難が可能となってくる。

(事務局)

フルランプの部分は盛土形式になってくると思うので、その辺を今後どのように活用していくかが一つのアイデアかなと思います。

(会長)

どのように接道してあげるかっていうのが結構重要ですね。

(事務局)

接道については、4車線化になる時、フルランプになる時に考えていくことになります。南側の高速道路が高いので、高速道路からはループで降ろし、第3水面貯木場に入る形になる。

(会長)

フルランプは、相当の大きさになるのですね。

(事務局)

いずれにしても手戻りがないようにやっていきたい。フルランプ用地を確保した上で、分譲したいと思っております。

(委員)

4車線でフルランプを設計して、そのメインゲートが、2車線でもハーフICでもメインゲートとして位置しているのでしょうか。

(事務局)

新直轄区間は国の設計なので、その辺の細かい情報は今、手に持っておりません。その辺りは道路部局で整合を取ってやっていくと思う。次の委員会に提示できれば。

(事務局)

フルランプの詳細までの反映は難しいかもしれませんが、ICの接道をどのように考えるかは、分譲の区画にもからんできますので、次の委員会では、アンケートの結果も一部分析し、何らかお見せできればと思います。

(会長)

フルランプの形はともかく、どの程度まで第3貯木場に入ってくるのかを次回に提示頂き、議論しましょう。

募集にあたっては区画を決定したもので行うのですか。当然、どこどこの区画を買いたいかと募集するんですね。

(事務局)

今回の実施しているアンケートについては、そのレベルではありませんが、平成31年の実際の募集になると、区画の形もある程度決め込んだ上で公募にかけることになります。

(会長)

1社で6haや9haの応募があれば、残りの分譲面積はほとんど無い場合も考えられますね。

(事務局)

その辺は、業種も含めて津田地区にどのような企業を持ってくるかが今後重要であります。地元を優先するのか、新しい企業を入れるのがいいのか、その辺はアンケート結果を踏まえて、今後、委員の皆さんから色々な意見を頂き、どのような分譲計画にしていこうか考えていきたいと思います。

(委員)

アンケートの中で重要視する条件の中で「価格」があるが、価格が分かれば、企業が絞られてくるのではないのでしょうか。

(事務局)

価格については、我々もまだ決められていないところです。まず基本的な考え方として、赤字では売れないので、売却対象面積と工事費のバランスになってくると思います。個々の区画が小さければ、区画道路が多くなるため、売る面積が減って単価が高くなり、逆に区画が大きく取れば、区画道路が少なくなり、売る面積が増えて単価は安くなるなどの兼ね合いがあります。今、埋立工事中であり、金額を申し上げる事もできませんし、我々もアイデアも持っておりません。

(会長)

ただアンケートではa, b, cと価格帯が出てますよね。

(事務局)

総事業費は公表しているので、割り算するとその辺がベースになってくるのかと。

(会長)

埋立工事の結果、この価格帯が3倍4倍になってくると話が変わってきますが、まあ、IC直結の用地としては、そんなに高くないとは思いますがね。

(委員)

ゾーニングの話ですが、第3水面貯木場がどのような企業が進出するかによって、にぎわい拠点がどのような使われ方になるか関係してくるのでは。地元の人が使うのであれば、高速道路は使われず、下道からくるイメージですね。

たぶん企業の誘致だけだと、議論は無くてもいいが、地元の方を重視してにぎわい拠点を考えるならば、道路配置が一番の重要な所だと思います。
下道から来たときにはどのような動線になるのでしょうか。

(事務局)

地元の北側の方は市道を、南側の方は臨港道路を利用して木材団地の中に入り、団地中の南北道路を通って、第2水面貯木場のどの位置になるか分かりませんが、にぎわい拠点にいくことになります。

(委員)

バイオマス発電所の必要な面積はまだ分からないのですか。(26ページの図) 図示されている面積全部を使うのでしょうか。

(事務局)

今の段階は、この位置ぐらいに発電所がくるのかなといった程度。

(事務局)

新聞記事では6.4haと書かれているので、その位の規模感。

(事務局)

今回は、ゾーニングということで、大まかな位置を示させて頂いている。

(委員)

親水空間とにぎわい拠点をどのようにつなげていくのか、どのように考えたらいいいのか、頭を悩ませています。今回の計画でゾーニングをどこまで詳しくしていくのでしょうか。

(事務局)

前回の計画では、第3水面貯木場にも第2水面貯木場にも「緑地」「にぎわい」を位置付けております。今日提示した中では、第3水面貯木場に企業用地を集約し、「緑地」「にぎわい」で小さい施設を第3と第2水面貯木場に散らばらせるよりは、第2水面貯木場に集約した方が良いのではと提案をさせて頂いております。親水性については、第1水面貯木場が水面で残るのであれば、そちらで活用する手もあるのかなと思います。

(会長)

第1水面貯木場のボートパークについては、今回、触れないのですね。

(事務局)

ボートパークを整備するのであれば、第1水面貯木場しかないのかなとは思いますが、この委員会では他に別の使い方など意見があれば、検討していきます。もともとは前回の活性化計画でボートパークが位置づけられておりますが、前回の計画にこだわることはない

と考えております。

(会長)

ボートパークはまだまだ先の話ですね。

今回は重要なのは、第3水面貯木場の公募要件や分譲に向けた基本的方針をしっかりとさせることが一番ですね。

(事務局)

まずは第3水面貯木場の分譲事業をしっかり成り立たせないと、次(第2水面貯木場)に手が広げられない所があります。

(会長)

緑地については、これだけの面積が必要ですよといった話もないのですね。全く緑地が無いのも困りますが。

(事務局)

全体の港湾計画の中で必要とする緑地面積はありますが、第3水面貯木場にこれだけの緑地面積が必要だというものではありません。あくまで全体として緑地率何%という目標で、緑地はこの場所でないとダメというものではありません。ある程度柔軟に色々なご意見を頂き、港湾計画と整合を図りながら位置づけて行きたいと考えております。

(委員)

平成27年に徳島県から出された「新次元林業プロジェクト」の中に、「川下の木材利用」という項目があり、オリンピックなど大消費地での木材の利用促進や、需要が旺盛な東南アジアなど海外輸出の支援体制を強化して県産材の需要を開拓していくなどの計画があります。この計画は平成30年度が最終年度となっており、現在、平成31年以降を作り始めていると思うのですが、徳島の林業や木材加工業、新たな建材開発など、今後、徳島県全体の計画として津田の木材団地がどうあるべきか、木材業界の方を中心に進めていかれたらどうかと思いました。

(委員)

県の方からは県産材を使った住宅をやっ払いこうという計画はあるが、実際には県産材だけでやっ払いいく所は少ない状況です。一部は県産杉に換わって来てるが、まだまだ外材が多いのが現状です。

(事務局)

今、我々の方で「新次元林業プロジェクト」が分かる資料を持ち合わせていないので、林業の方に確認し、次回、ご提示できる情報があればお知らせしていきます。

(会長)

ほかに何か意見はありませんか。無ければ、議事の「その他」で事務局からお願いします。

(事務局)

設置要綱にも書かせて頂いてますが、会議は基本公開となっており、今回の会議についても、基本公開という形でお願いします。

今後、事務局で議事録を作成しますので、委員の方々には議事録の確認をお願いします。その際、第2回委員会の開催についても、合わせて日程調整させていただきますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

(会長)

原則公開で皆さんよろしいですね。

次回は、課題というか宿題というかフルランプの設計について、もう少し教えて頂くのと、木材関係の状況をもう少し踏まえて、今後、木材で行くのか、I Cを有効に利用するのかが、津田地区のカギかなと思って聞いておりました。次回その点を踏まえて議論できればと思います。

では、司会をお渡しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、閉会にあたり、徳島県政策監補の瀬尾から挨拶がございます。

(事務局)

長時間に渡り熱心なご意見、誠にありがとうございました。

次回までには、本日頂きましたご意見・宿題を踏まえて、もう少し詳しい情報を提示ができるようにまた更なる原稿を加えまして、ご説明をさせていただきます。次回の委員会につきましてもよろしくお願いします。

本日はありがとうございました。